

めの予算も当然確保できるのじやないか、それがその目的を達成できないものだから、こういう法律がぞろ／＼出て来るのではないか、これはおそろくその通りだと思ひます。そういふところに十分手の届き得るような予算がとれば、あるいはそういう問題は起きて来なかつたらうと思ふ。ともすればおそろかになりがちだと申しましたのは、そういう意味で、予算が十分ないためにどうしても効率的に考え、手取り早く行けるところから行こうと、まあ当事者としても向きたがるわけでごさいます。従つてそれじや困るのだという地方の声が反映してこるという法律によつて、一定予算を確保するといふような手段をとらざるを得なくなつて来たからだと、そういうふうには思つておられます。

○川俣委員 大臣ももちよつとこれは御検討願ひなければならぬのです。本法からこういう特殊立法を全部とつてしまつと、本法の実がからになつてしまつて、事業目的がなくなつてしまつて、あらゆるものをみんな特別立法でやつて行かなくちやならないといふことになると、本法の事業目的がなくなつてしまつて、そういう意味からいふと、こういふ立法が出て来なければならぬといふことは、土地改良の予算獲得が十分できないからだと見なければなりません。もう一つは、こういうふうな特別立法をしなれば予算が出ないのだといふことになりまふと、初めの間にたつた一つ出たときには、確かにその予算が有効にその方面に向いて行きます。あまりたくさん出ると、結局総体の予算が少なければ、特別立法の予算が全部削られて

行かなければならぬといふので、最初の目的が何れも達成できなくなつて思ふ。総括した予算の中から特別立法が出たときには、その第一回の分には確かに向いて行きます。積弊地帯に対する予算のようなきには、最初に出たときには確かに向いて来る。土地改良の予算がきまつておるところに、特別立法が出る、ただふんどしだけで、内容がもつともふえていないのです。ですから、何も特別立法をつつたつて意味をなさないので、それでもつくらなければ減らされるだらうといふので、つきになつて議員立法がされるわけですが、私はそういうものが出なくても、わくを大きく広げて行くことが農政の基本であるという態度を大臣がとられなければ、これは大蔵省の認識を大臣みずから改められなければ、幾つもの立法が出て参る。今も灌漑地帯の特別立法をつくるという。土地改革に伴ひまして、大きな耕地の革命的なあり方として私は賛成するわけだけれども、予算がないためにこういうものをつくらなければならぬといふ行き方では、議員立法は行き詰まるおそれがある。問題は、どうしても土地改良のために大臣がよほど骨を折られる考え方を持たなければ、この法律を改正して、手續を簡素化して便宜をはかるというの、その目的はよるしい。簡素化するといふ目的はよくわかりませんが、件数が多く出て来て割当が少いといふことになると、何も簡素化した意味をなさな。簡素化させようといふことは、事業の目的を達成させようといふために簡素化するのではありません。その事業に即応するような予算が出な

ければ、ただ申請件数がふえて来るだけ、これをこなせるだけの態勢がでないで、法律だけをいじけるといふことは、その趣旨には賛成だけれども、予算が伴わないで、簡素化だけではほんとうの目的は達成できないと思ふので、これに対する大臣の見解を伺いたが。

○保利国務大臣 これはただいま前段、後段お述べになりました点は、まつたくその通りだと思つておられます。これはかりにどういふ名目で予算を確保してみたとすると、百億なら百億のわくの中をあつちへ持つて行く、こつちへ持つて行くといふことになるだけだから、それは同じことじやないか、問題は、要するに土地改良といふ一連の施策に要する予算をどれだけ持ち得るかといふことが、大体各地の要請にこたえ得る予算をとり得るならば、そういう声は起さず来ないじやないか、もうその通りだと思ひます。またこの土地改良によつて事務を簡素化して行く、これは予算の大小にかかわらず、私はこれはもう簡素化できるだけは、いらざる手續はほん／＼省いて行くようにすべきである、同時に一方においてその簡素化して行く以上は、土地改良のねらつて行つて行く目的をできるだけ多く達するように、予算をできるだけ措置を講ずるといふ御趣意は、まつたくその通りだと思つておられます。私の方も一生懸命やつてみるつもりですが、どうぞお力添えをお願いいたしたいと思ひます。

○川俣委員 どうも大臣からそう言われてしまつと、質問の対象物がなくなるのですけれども、この改正法律案は、申請の手續の簡素化をねらつてい

るのです。今は手續が非常にやかましいので、いろ／＼な申請の予備審査をやらなければならぬといふので、相当数の申請が制約を受けているわけですが、その制約を簡素化しようといふことなんです。ねらいまことによろしいのです。一般の農民の要望にこたえている。しかし農民の要望は、申請の手續の簡素化に伴つて予算の裏づけをしてくれといふ要望でありまして、手續を簡素化しても予算がついて来なければ農民の期待に沿うものではないのでありまして、その意味で法律上の申請の手續の簡素化といふことは望ましいことではあるけれども、それに即応して予算ができれば意味をなさなない、こういう意味で申し上げているのです。

もう一つお尋ねしなければならぬのは、国営事業、県営事業、あるいは土地改良区、あるいは協同組合の主宰する土地改良区、または今度市町村が主宰する土地改良区等を新しく改正されるわけでありまふ。その目的いづれもよろしいのであります。それについては何らの反対もないのであります。このほかに日本の土地の生産向上を念願する農民の気持から行くと、こうした大きい目的もつこうでありまして、あるいは共同の努力によりまして、小規模な土地改良を行つて、幾らかでも増産しようといふ念願でいたして居るものが非常に多いのであります。これらに對しては大きな事業だといふ、どういふ規模のものについて自家努力でやるか、あるいは、割合経費がわずかで済むわけです。わずかの土地をあるいは

数人が寄り集つてやるのですから、割合経費が安く済む。そのかわりもろろ大きな土地改良はありませぬけれども、なか／＼成績が上がるものです。こういう小規模の土地改良が行われまふと、食糧増産の上に非常に寄与いたしますのであります。そういう方面に對してはこの法律で必ずしもできないようにはなつておられませんけれども、これはまたその方面に對する予算の担当がまつてできないために予算化ができないのか、あるいはこの法律によつてできないけれども、予算化が不十分なのか、この点をまず先に御答弁願ひたいと思ひます。

○平川政府委員 これはもちろん法律によつて実行できるわけでありまふ。ただ昨日も申し上げましたように、一応国費にも限度がある。また監督上も、あまりこまかいのは監督の十分行届かぬといふことのために、補助対象が二十町歩程度以上のものだけに限つておるわけでありまふ。その他は長期融資を行つていふようなやり方になつておるわけでありまふ。法律上はそういうわけでありまふ。

○川俣委員 今大臣のお聞き及びの通り、この法律ではできるわけです。それで実際に事業が行われておらないといふことは、農民は希望しておる、自分の努力でやろうといふ希望です。この希望は非常に大きい。自分の個人経済の上からも、国家経済の上からも、これはやろうとする熱意は非常に高いのです。今の二十町歩以下に對する融資等が十分行われぬので、これが融資でありまふが、いづれにいたしましても増産いたすためにな

るのです。ですから監督がいるとかい
らないとかいう問題ではなくて、土地
ですから、これは親代々持つている土
地ですから、それをよくして行こうと
いう点については一点の疑いもないの
です。ほかの事業と違ひまして、特別
な水害でもない限り、あるいは天災を
こうむらない限りにおきますは、そ
の美田化された利益の上からこれを返
して行こうという考え方は、今日の農
民は何人といえども持つておるので
す。おそらく一人の例外もなく、その
融資を受けたなら返済をしない者はな
いのです。天災を受けても、いやしく
も借りた金は、農民としてはこれを何
よりも先に返還して行くという気持を
持つておるのでありますから、こうい
う事業を監督しなければ融資をしない
のだ。監督が不十分だから、なか／＼
できないんだということでは、これは
農民の増産の上に影響するところ非常
に大きいので、どうかこういう意味に
おきまして、これは二十町歩以上
でなければ補助ができないということ
も一応うなずけます。また現在もそれ
でやつておられますから、それをもち
と縮小したい気持ちもありませんけれ
ども、それよりもまず、そういう方面の
二十町歩以下については融資を豊富に
する、あるいは低いところにつきまし
ては補助額を上げるといふ要望もあり
ます。私は今補助率を上げることより
も、もつと広汎に——補助率は今まで
でよろしい。それよりももつと広汎に
広げて行くことが必要だと思ふ。受け
る方から言へばもつと広めてもらいた
いという要望もありましようけれど
も、これは日本の耕地面積全体にでき
るだけ早く及ぼして、土地改良事業が

行われることが望ましいと思ふのであ
りますが、それに対する大臣の見解を
お尋ねいたすのであります。
○保利國務大臣 私も御趣意は全然同
感でございます。それでただいま計
画して出ておりますものにつきまして
も、二十町歩以下の融資のわくが四十
七億になつていっているように思います。
七億かになつていっているように思います。
相当の金額とは思いますが、これも、こ
れはもう手取り早く、しかも農家が増
産の目的を意識して、それでこれだけ
やればこれだけとれるという、これこ
そ地についた増産計画の上に立つて来
る要請だと思ひますから、この要請に
はできるだけこたえて行くということ
が、むしろ大きい増産目的を達する上
からも必要だ、私さういうふうに考え
ます。

○川俣委員 大臣は大体理解を持つて
おられますので、私はこれ以上その点に
ついては追従しようと思ひませんけれ
ども、四十七億という正確に大きい
ように見えますけれども、日本全国で
米にいたしまして六千三百万石、麦に
いたしまして、その他の農作物にい
たしまして、それだけの生産をあげ
ておるところに對する四十七億の金で
ありますから、これは決して大きいとい
うわけには行かないのです。おそら
く要望は四百億から四百五十億に上る
だろうと思ひますから、十分の一で
す。十分の一よりしか融資の対象にな
つていない。しかもそれが純然たる消
費の方面についてこれだけ金が流れる
ということになりますと、インフレを
起す懸念もあるという非難が起りまし
ようけれども、これは融資をやつた翌
年から増産になつて現われて来る。そ
れでなければ農民は融資を受けてやり

ませんよ。すぐ生産にかわるべきとこ
ろの融資でありますから、この融資と
いうものは、決してインフレになる融
資ではないのです。そういう意味から
も大臣は、四十七億とかいうと相当な
ものだとお考えにならないで、これは
もつと御勉強願わなければ——大蔵省
との折衝におきましても最大の努力を
願わなければならぬ問題だと思ひます
けれども、御努力願えますかどうか、
この点もう一度……。

○保利國務大臣 要は土地改良事業を
できるだけ円滑に推進したいという希
望から出ておるわけでございます。町
村団体において財政上の都合でやれな
いところはむろんやれないわけであ
りますが、しかしやりたいと思つてもや
れないというきゆうくつな制限がおか
れておるわけですから、やれる条件の
もとにある市町村にはやれるような道
を開く、そして土地改良事業を推進し
て行きたい、こういう趣意に御了解を
いだきたいと思ひます。

○保利國務大臣 大臣は御趣意に沿うてと
いうことの御答弁でありますから私は
これで満足しますが、これは真剣に御
努力願わなければならぬと思ひます
ので、特に御出席を願ひましたのはそ
の言明を得たいからであります。二
十九年度に一体どの程度局長あたりは
盛られて、大臣の方に交渉なさる予定
でありますかどうか、その点を明らか
にして、それについての大臣の御答弁
を願ひたい。

○平川政府委員 われ／＼の大体の考
え方といたしましては、かねて御説明
いたしましたように、五箇年計画のよ
うな線に沿つて、これで申しますと大
体現在の予算なり資金なりの倍ないし
二倍半くらいに増額してもらいたい、
かように考えておるわけでありませ
ぬ。

○川俣委員 今局長は、農地局として
の考え方とすると、今大蔵省に二十九
年度において——あるいは二十八年度
において要求されたのは、大体二倍半
から三倍くらいものを要求して、三
分の一くらいしか達成できていない、
二十九年度におきましても大体今年度

は三倍くらいの要求をしなければ希望
に沿ひ得ないだろう、こういう答弁で
ございまして、大臣はこれに對してど
の程度お骨折願えるものであるかどう
か。
○保利國務大臣 から約束はできませ
んけれども、とにかくよく事務当局の
計画も地方の要請も伺ひまして、でき
るだけ努力をいたします。

○芳賀委員 この際農林大臣に關連し
て質問をいたしたいと思ひます。この
土地改良法の中で、市町村がみずから
一定の条件を具備した場合においては
改良事業を行えるということとを明記し
ておられますし、これが一つの特色にな
つておると思つておられます。問題
は従来の農業協同組合や土地改良区が
行つた事業であつて、それが至難であ
るといふような場合においては市町村
がやれるわけでありまして、現在地方
における自治体の現況というものは、
財政的にも非常に窮乏の度を加えてお
つて、いろいろ自治体自体の確立とい
うことさえも至難なような条件に追
込まれておるわけでありませぬ。こうい
うような情勢の中において、行政機関
が特に土地改良事業というやうなみず
からが事業体になつてこれを執行する
というやうなことは、事業の進捗とか
効果を一日も早くすみやかになんこと
をさせるためには、あるいはこうい
うことも必要であるかもしれませぬけれ
ども、本質的な立場の上に立つた場合
において、そういうやうな事業を地方
自治体に行わせるというやうなことに
對する基本的な考え方について、大臣
はどのように思つておられますか。

○保利國務大臣 要は土地改良事業を
できるだけ円滑に推進したいという希
望から出ておるわけでございます。町
村団体において財政上の都合でやれな
いところはむろんやれないわけであ
りますが、しかしやりたいと思つてもや
れないというきゆうくつな制限がおか
れておるわけですから、やれる条件の
もとにある市町村にはやれるような道
を開く、そして土地改良事業を推進し
て行きたい、こういう趣意に御了解を
いだきたいと思ひます。

○芳賀委員 その程度のこととすると
すれば非常に消極的であつて、むしろ
積極的にこの事業を推進するために市
町村にやらすということの趣意にはな
かなか沿わないのではないと思ひま
す。もちろんこの事業をやる場合にお
いては、もつぱら融資等に依存するわ
けでありますから、こういうやうな場合
たえば市町村みずからが一定の土地
改良計画を立てて、特に融資等に依
存できないやうな場合において、ある
は起債等にその財源を求めて、強力な
る村の土地改良計画の線に沿つてそれ
を実施しようとするやうな場合にお
いては、どのような取扱いをするわけ
でありますか。

○保利國務大臣 そういふ目的をもつ
て市町村で土地改良事業をやる場合、
それが協同組合あるいは改良区等と摩
擦なしに事業を推進するということ
であれば、起債等についてはできるだけ
努力をいたしたいと思つておられます。
○芳賀委員 もう一点お伺ひいたしま
す。この場合に、地方自治体の事業面
に對する監督というやうなものは等閑
に付することはできないと思ひます
が、土地改良区あるいは協同組合と違

○保利國務大臣 要は土地改良事業を
できるだけ円滑に推進したいという希
望から出ておるわけでございます。町
村団体において財政上の都合でやれな
いところはむろんやれないわけであ
りますが、しかしやりたいと思つてもや
れないというきゆうくつな制限がおか
れておるわけですから、やれる条件の
もとにある市町村にはやれるような道
を開く、そして土地改良事業を推進し
て行きたい、こういう趣意に御了解を
いだきたいと思ひます。

○芳賀委員 その程度のこととすると
すれば非常に消極的であつて、むしろ
積極的にこの事業を推進するために市
町村にやらすということの趣意にはな
かなか沿わないのではないと思ひま
す。もちろんこの事業をやる場合にお
いては、もつぱら融資等に依存するわ
けでありますから、こういうやうな場合
たえば市町村みずからが一定の土地
改良計画を立てて、特に融資等に依
存できないやうな場合において、ある
は起債等にその財源を求めて、強力な
る村の土地改良計画の線に沿つてそれ
を実施しようとするやうな場合にお
いては、どのような取扱いをするわけ
でありますか。

つた自治体の建前の上に立つて、当局はこれに対してどのような適正なる監督あるいは指導を行う用意がありますか。

○保利國務大臣 これは現在土地改良区や協同組合に行つております監督のあり方と何う異なることなく行つて行かなければならぬ。別により以上のことをやり、またより以下のことです。済ますというわけには行かぬだろうと思ひます。

○井出委員長 金子與重郎君、一問に限り許します。

○金子委員 ちよつと農地局長にお伺ひしますが、先ほど川俣君から質問の、一団地二十町歩というところが結局土地改良の一番の関心になつておるわけでありませう。これは毎国会土地改良の問題が出ると耳にたこの出るほど問題になつておることでありませう。そのときに一時はもう少し下げるといふような感じの答弁をしたこともある。それでこれは予算がないからといへば別でありませうが、実質的に小規模の方が比較的事業者自体の個々の熱意も出て来るし、また努力奉仕のような実際に現金を支出しなくて済むこともできるのので、一番実行しやすいことは政府当局もわかつておる。連合軍から占領されていた当時、農業が一つの企業だとするならば、国家が個人の企業に対して援助するという考え方であれば、どの商売にでも援助しなければならぬといふ変なりくつから出ていることも聞いておるのであります。しかし日本農業と食糧生産の立場というものは、ほかの自由企業の場合と根本的に性格がかわつておる実情に置かれておることは、否定できないところでありませう。

そうだとするならば、この問題はもう少し考え直して、地積の一団地ということではなくて、その事業主体が三つか四つの箇所にまたがつておつても、それを一つの対象とするという見解で、もつと事業をしやすいとしたらどうかと思ふ。それが一つ。もう一つは、これは政令か何かでおきめになつておるのだと思ひますが、それをそうするに、あなたの方で行政的な一つの手續をどういふふうになさなければならぬか。委員長は一問に限り質問を許されておられますから、この二つの問題に対して明確にお答え願ひたいと思ひます。これは大事なことです。

○平川政府委員 司令部の方にお話のような考え方もあつたようでありませうが、私もとしましては、そういう考え方はもちろん今とつておりませう。土地改良あるいは災害復旧事業といふものは、個人の財産でありませう。それがすなわち食糧増産という国家的な要請に連なつておるわけでありませう。そういう意味で助成をしておるわけでありませう。ただ今二十町歩以下を避けておられますのは、要するに一つは、限りある助成であるから、その中において間違ひなく事業が行われるという監督の目も十分届くものをつかまえる。それ以下のものについては、比較的負担の金額も少いことであるし、原単位の助成といふところぐらゐにある程度まかせてはどうか。こういう考え方で国としては融資の道を講ずる、こういうことで今やつておるわけでありませう。しかし二十町歩といふものがお話のように絶対のものとはもちろん考えておりませう。現に灌漑排水あるいは区画整理につきましては、平地地

帯におきましては五十町歩が原則になつておられます。しかし土地の事情によつて、山地帯とか地形上の関係から二十町歩という例外を設けておられます。暗渠排水とかその他のこまかいものになりませうと二十町歩を限度にしておられます。しかしこれは必ずしも絶対のものと思つておりませう。われわれとしては一応十町歩単位くらいまでは調査をいたしておりませう、このくらゐまでは、助成単位にしてもまず監督の全然できないことはないだろう、かなり程度までできるのではないかとこのことを言つておるのであります。大蔵省ともいろいろの話の結果、一応二十町歩という妥協線を出しておるわけでありませう。これをただいまお話のうちに、団地という考え方をとるか、あるいは事業主体をまとめて考えるかという問題は、たとえば区画整理等につきましては、必ずしも全耕地がその対象でなくても、ある程度全体としてまとめとして考えられるといふものについては、それをまとめて考えてもよるしいといふようなことにはいたしておるわけでありませう。実際の運用面において、二十町歩といふのは、どういふ範囲のものを集めて二十町歩と考えるかといふことについては、規則を出しておりませう、これについては、大蔵省の了解を得ますれば農林省限りで直すことができるわけでありませう。ただ實際問題といたしまして、全体の予算が非常に少ないために、いたゞらに範囲を広げましたも、二十町歩以上の現在該当するものが満足に仕事ができな

い。希望が非常に殺到しておるのに対して予算が非常に少い、こういう状態にありますために、一応現在の程度で

運用をいたしておるわけでありませう。

○井出委員長 川俣君、御要求の主計局関係の政府委員がまだお見えになつておりませうので、本案に対する質疑は留保いたします。

○井出委員長 農林漁業組合連合会整備促進法案を議題として質疑を行います。吉川久衛君。

○吉川(久)委員 これは大臣にお答え願ひればついででございますが、御都合では谷垣部長がお答えくださつてもついでです。

農協の不振なものがございまして、過般来再建整備等の措置を講じなければならぬといふような状況にあるのでございませうが、その原因はどういふところにあるかと政府当局はお考えでございませうか。

○谷垣政府委員 その原因はいろいろな面に広く問題があると思ひます。これは再建整備法を制定いたしましたときにやはり問題になつたところでございますが、経済界の状況の変化に即応して、たとえば統制が解除されたために持つておつた在庫品の売りさばきが非常にむずかしくなつた、あるいは値下りになつた、あるいは経済界の状況が非常に変転をした際において、売掛をしておりました相手方が倒産をするといふようなこと、その他いろいろな状況が重ねられまして、非常に大きな欠損金を再建整備法をつくりました当時持つておつたような事情でございませう、これがやはり今日におきまます農協を再建いたします際の非常に基本的なものがなつておる点であるかと思ひます。再建整備法だけで

の促進法においては援助をして行きたい、かような考えから再建整備法の進捗状況を見ましたところ、出資の進捗状況、増資の進捗状況、あるいは固定しました債権であるとか、固定しました在庫品の流動化といふような、再建整備法が直接に手段として選びましたやり方については、ある程度効果を実は上げておる状況なのであります。ところがそれをことと県連と県連以下の小さい組合とをわけて考えました場合に、何せ非常に大きな固定債務を持つておるのが県連の現状でございませう。百二十六億程度のものが農協の県連単位に固定した債務として残つておられます。その金利の重圧を何とか軽減して行くことをやりますと、再建の態勢がおぼつかないと思われませうので、従ひまして再建整備法につけ加

えまして、そういう特に連合会において累積した債務の金利負担の重圧を軽減して行くといふ方法をとつた次第であります。現在不振であるという理由には、やはり再建整備法を制定いたしました当時の基本的な問題と、それに引続きまして、再建整備法で十分やれなかつた、特に県連段階における金利重圧の問題がからんでおるわけでありませう。

○吉川(久)委員 谷垣部長のお答えは、現われておるところの事象をつかまえて、再建整備をしなければならぬといふ理由をお答えになつたのであつて、なぜそうしなければならぬかといふ原因の根本的な問題に觸れていないのです。農協のごときものは、出資、配当の限度、あるいは地域の制限とか事業範囲といふようなものきわめてきびしい制限があるのです。こう

いうわくの中に押し込められてあるところの、経済事業をやる団体にいるの制約があるのです。営利を目的としない団体でありながら、こういうきびしい制約がありながら、課税の対象にしないというのを法律に明記されているながらも、課税の対象にするというよりなこと、それからまた農林省の機構の問題のときに、これは相当論議されたのですが、経済局の、当時農政局の中に、協同組合課という一つの課を設ければよろしい、部まで設けなくてもよろしいという論議が相当やかましかつた。そのときに私も部を置く必要がある、そうしてもう少し協同組合の育成強化のために指導監督を強力にやつてもらいたい、こういうふうなわれわれの願いから、課でなくて部を置くということになつていいたわけです。その後農林省の、部の存置された理由から考へるならば、もう少し私は強力に指導監督をやるべきであつたと思つたのです。その点私は政府は怠慢であつたのではないかと、こういう感じがするのではないかと。またその一つの現われとしては、農協の役員が絶えず転々とかわつておられます。これは村長になるところの一つの足場であるとか、あるいは農協の役員をやりながら、もう数え切れないくらいに各種の村の役員を兼任するというようなことが盛んに行われておられます。あるいはまた職員の場合でもきわめて低い待遇なんです。そのために転々として職員がかわつておられます。仕事になれたころにはもうまたたくのしるうとの職員が入つて来る、またなれかけたころにはかわつてしまふというふうなことで、この変転きわまりない経済界において

経済事業を営まなければならぬとき、ほとんどしるうと同士でやつておるといふようなこと、こういう問題について今まで何ら政府としての配慮が払われておりません。すなわち指導監督の使命が果されておられません。こういうことに願ひやつて行こうといふお考えなのか、その所見をまず大臣にお伺いをいたしたいと思つた。

○保利国務大臣 協同組合の健全化を果して参りますためには、いろいろの部面から考へなければならぬと思つたすけれども、やつぱり一番大事なこと、協同組合、これはほんとうの農民の自主団体でございますから、その農協というものの持つ意義を農家の方がよく理解をして、そして、それが何かの名譽職の足場に用ゐられるようなことのないように、真に農村と取組んで農村の発展を願つて行くというふうな、ほんとうに堅実な人を指導者、役員等に得なければ、結局積んではこなし、積んではこなしということを繰返すのでありますから、問題はやはりお話のように、実際の働に当る人をどうしてこの農協傘下の農家の方々が選ぶ出して、ここに私も最も大の関心を持ち、またそれを期待するわけでございます。そのほかいろいろ物的な面で、またそれを期待するその人を得なければ結局うまく行かない。よく農家の方々が何のために自分たちは農協を持つかということをよく考へていただくように、農協の意義を徹底するということがまず第一に必要だ、そういうふうになります基本的には考へるわけですね。

○吉川(久)委員 時間がないうちでありますから、最後に一つだけ伺います。農協に組合員が関心を持つようになりなればならない、それは大臣のおつしやる通りなんです、関心を持たせるようにしたことがあるのか、そういう点に私は欠けるところがあると思つた。だから関心を持つようには組合員の教育といふこと、指導といふこと、そういう面について私は非常に不十分であつたと思つた。今後どういうふうにするか、関心を持たせなければならぬといふことは私は大臣とまつたく同じ考へ方なんです。そこまでは同じなんです。それから先なんでは、どういふように教育啓蒙をして行つたらいいのか、具体的にどういふふうにお考へになつておいでになるのか、その対策をひとつ伺つて私の質問を打切ります。

○保利国務大臣 これはまた吉川さんはいろいろお考へを持つていらつしやと思つたから、お知恵もぜひいただきたいと思つた。私の狭い見聞からいたしますれば、農協活動がうまく行つていない村が農協活動のうまうちの農協はどうしてこんなふうに行かないの、あつた。あの村は非常にいいけれどもうちの村は悪い、というふうなことは、今日かなり全国的にあると私は思つた。それはとりもなおさず農協に対する生産農家の関心が非常に高いといふことだと思つた。けれども、そういうことではつたか、おいてそれではいいの、むしろそういうわけには参りなぬと思つた。そこで今度お願いしております農協中央会

の仕事の大きい一つの面も、そこに出る私どもは期待しておるわけでありませう。実際面になつて参りますと、実際に御意見をよく承つて行かなければ、中央におつて頭だけで考へてやれるような問題でもないように思つた。それから、そういう心持でもやりたいと思つた。

○井出委員 足鹿覚君。足鹿委員 この間農協部長で御答弁が困難な問題が一、二残つておりますので、大臣からこの際承つておきたいと思つた。

○保利国務大臣 今度の整備促進法の対象になつておるのは連合会といふことになつておりますが、大臣も御存じのごとく、協同組合組織は、未端の単位協同組合が府県連をつくり、さらにそれが構成員となつて中央組織をつつておるのである、これを分離して考へることは、理論的にも實際的にも適当でないと思つた。なぜ連合会だけを対象にしておられるのか、その点大臣から御所見を承つておきたいと思つた。

○保利国務大臣 今度の整備促進法は、連合会の固定化しておられます。固定債務の利子重圧のために、連合会の活動が非常にいわば動脈硬化になつておる。それは何のためだ。固定債務が非常に大きくなつておるものだから、従つてその結果はどういふことになるかといへば、これは申すまでもなく単位農協にしわ寄せされて来る。単位農協にしわ寄せされれば、結局単位農協のメンバーにしわ寄せされるわけでございますから、従つて連合会の今度のねらいをいたしましては、大きく百数十億にのぼつておられます、固定債務から生

じて来る単位農協及び組合員に対するしわ寄せをなからしめる目的をもつていたしておるわけですね。単位農協の方はむしろ一番大事なことでございます。お答え申し上げました通り、この分は比較的少額でもございまして、いざにいたしましても、人にその人を得るといふよりな面から経営の刷新が期待せられるならば、これは重圧というほどのものでないと思つた。今回は連合会を対象にしてお願いをいたそうとしておるわけでありませう。

○足鹿委員 一応そういうお考へ方も成り立つてしようが、金額の多寡ではないと思つた。やはり系統組織といふものは、同一の条件で見て行かれないならば、それは全国段階や府県段階が背負つておる固定化債務といふようなものに比すれば、単協の持つておる固定化債務といふものは、額の上から見たら比較にならないでしよう。しかしやはり組合の規模の上から行けば、その困難性の上には同じであります。ただ金額が大したことがないから、このたびは連合会にとどめたといふことでは、これは少し筋の立たない話ではないかと私は思つた。さらにはまた聞くとおきながら、連合会といふ名前をつつておきながら、郡連合会といふものには適用しないのだ、点であると思つた。連合会といふ名前をつつておれば、これは中央段階あるいは府県段階、郡段階にも連合会はやはりある。郡連合会といふものはきわめて少く、数ではありますけれども、

○保利国務大臣 今度の整備促進法は、連合会の固定化しておられます。固定債務の利子重圧のために、連合会の活動が非常にいわば動脈硬化になつておる。それは何のためだ。固定債務が非常に大きくなつておるものだから、従つてその結果はどういふことになるかといへば、これは申すまでもなく単位農協にしわ寄せされて来る。単位農協にしわ寄せされれば、結局単位農協のメンバーにしわ寄せされるわけでございますから、従つて連合会の今度のねらいをいたしましては、大きく百数十億にのぼつておられます、固定債務から生

じて来る単位農協及び組合員に対するしわ寄せをなからしめる目的をもつていたしておるわけですね。単位農協の方はむしろ一番大事なことでございます。お答え申し上げました通り、この分は比較的少額でもございまして、いざにいたしましても、人にその人を得るといふよりな面から経営の刷新が期待せられるならば、これは重圧というほどのものでないと思つた。今回は連合会を対象にしてお願いをいたそうとしておるわけでありませう。

○保利国務大臣 今度の整備促進法は、連合会の固定化しておられます。固定債務の利子重圧のために、連合会の活動が非常にいわば動脈硬化になつておる。それは何のためだ。固定債務が非常に大きくなつておるものだから、従つてその結果はどういふことになるかといへば、これは申すまでもなく単位農協にしわ寄せされて来る。単位農協にしわ寄せされれば、結局単位農協のメンバーにしわ寄せされるわけでございますから、従つて連合会の今度のねらいをいたしましては、大きく百数十億にのぼつておられます、固定債務から生

じて来る単位農協及び組合員に対するしわ寄せをなからしめる目的をもつていたしておるわけですね。単位農協の方はむしろ一番大事なことでございます。お答え申し上げました通り、この分は比較的少額でもございまして、いざにいたしましても、人にその人を得るといふよりな面から経営の刷新が期待せられるならば、これは重圧というほどのものでないと思つた。今回は連合会を対象にしてお願いをいたそうとしておるわけでありませう。

らの事業ができるわけです。土地改良法によつてできないという見解をとつておられますか、できるのではあるが、やらないというお考えでおりますか、その点をお尋ねしたいのであります。御承知の通り、土地改良法によつてこれらのものができるように法律はできておるよう思ふのであります。御承知の通り、土地改良法によつてこれらのものができるように法律はできておるよう思ふのであります。御承知の通り、土地改良法によつてこれらのものができるように法律はできておるよう思ふのであります。

○柏木説明員 ただいまお話のありましたように、積雪寒冷地、あるいは海岸砂地等の土地改良事業を行おうとするのは、土地改良法で実施できるにもかかわらず、なぜ別の法律が出るかという御趣旨だと思ひますが、実は各特別立法とも議員立法でございまして、政府として特にそういう法律を用意いたしておるわけではございません。おそろく特にこれら地帯の振興の必要が感ぜられるという意味合いにおきましてかかる立法ができておるのではないかと感じております。

○川俣委員 これは大蔵省の認識が少し足らないのでありまして、これらの土地改良法に基いて土地改良が行い得るわけでありまして、行い得るにかかわらず、なぜこういう特別立法が出て参るかという、これは国会の意思を十分御研究願わなければならぬと思ふのですが、土地改良法によつてできることではあるけれども、予算がこれに伴つておりませんために事業目的が達成できない、そこでこういう特別立法で大蔵省のけつをたかかなければ予算化が困難だということで、予算化のために

出て来る法律だとお考えにならなければならぬと思ふのですが、そういう御認識がないのですか。改良法が十分だからこういう特別立法が出て来る。特殊な地域についてはこういう特別立法が出て来るのはやむを得ないというお考えか、この法律でできるのだけれども、予算化が十分でないために、やむを得ず大蔵省のけつをたかかなければならぬということ、こういう立法が出て来るというふうにお思ひになりますか、一体どういふふうに見解をとつておられますか、この点をひとつ明確に御答弁願ひたい。

○柏木説明員 現行の土地改良法で土地改良はもろんでできるわけでございます。積雪寒冷地あるいはその他の特殊地域につきましても、所要の予算は年々計上されておりますが、積雪寒冷地の法律が通るとか、あるいはその他の特別立法が通ります際に、特に予算の説明書の上におきましては、少くも各特別地域にどれだけの金を支出するかということ、十分研究いたしてやつております。それで大蔵省といたしましては、こういう特別法がなくても十分やつて行けるという考えを持つております。あるいは御不満の点もあろうかと思ひますが、さういふ考えでおります。

○川俣委員 そうすると、この法律に基いて相当予算をやつてゐるのだが、そのほかに特別な地帯があるから、それに割増しをして、こぶをつけた予算化をはかられる、こういうふうに理解してよろしいのですか。
○柏木説明員 結果から見ますと、特別地域には少し予算がふえてゐるのだからと思ひます。

○川俣委員 私のお尋ねしてゐるのは、それは款としての土地改良事業というものについて、その上にさらにこぶをつけてゐるのかどうか、こういうことを聞いてゐるので、さらに特殊立法でありますれば、それについてだんだんと増額になつて行くのか、やはり款の中でそれを操作するといふようにあなたも理解してゐるのか。特別立法でありますれば、目であるからということ、増額を考へられるのか、あるいは土地改良事業の中で操作しようと思へられるのか、この点をお尋ねしたい。

○柏木説明員 土地改良事業の款の中で考へております。
○川俣委員 そういたしますと、おそろく国会の意思はそのようなものではないと思ふ。土地改良法があるにもかかわらず、特に立法をいたすということ、先ほどから申し上げましたように、これに附帯するところの事業費を別に盛るべきだということ、特別立法が出てゐると私どもは理解をいたしてゐるのですが、大蔵省はさういふふうな理解をお持ちにならないのでございませうか。

○柏木説明員 予算の説明書の中におきまして、どの地帯にどれだけの予算を配分するかというところは明記してございまして、これはいわゆる憲法上の議決権は、これにはございませぬが、行政府を相当程度制約するものと考へます。ですから、十分議員の御希望に沿つてゐるよう考へております。
○川俣委員 私のお尋ねしてゐるのは、これからまたさういふ土地改良の特別立法が一つか二つ出ると思ふ。さういふのは、この土地改良法でできない

わけではないけれども、それで十分な予算化を伴つてその事業が達成できないために、また特別立法を一つか二つつくらなければならぬという情勢が生れて来ているわけですか。さういふ場合を想定いたしますれば、それは土地改良法の中でさういふ操作をやるうとするのか、それは特別な地帯であるから、もつと増産のために別個に予算をつけようというお考えを持つておられるのか、どちらかということをお尋ねいたします。

○柏木説明員 さういふ特別立法ができました際に、諸般の財政状況、あるいは予算の状況等を考へまして、もし予算に余裕があれば増額を考慮してもしたいと思ひます。
○川俣委員 私自身の見解をもつてすれば、土地改良の方法にもいろいろあり、眞實事業があり、または組合的な土地改良区があり、あるいは農業協同組合が主体となつてゐる土地改良区があり、あるいは今度の法律によつて市町村が単位となる改長区がある。そのほかに融資を受けて個々に土地改良を行つておる面もあつて、これら総体を合せまして、現に米におきまして六千三百万石あるいは麦にいたしまして二千八百万石の生産を上げておるわけでありまして、特に二十町歩以下のものは融資を受けておる。これらの融資を受けるということは、農民の心理から申しまして、土地でありますからこれらのものの回収率は確かにいはずであります。なぜかと申しますと、自分の父祖伝来の土地でありますから、これに対して、美田化しようというのが農民の心理なのです。従

いましてこれによつてはかられた増産から来るところをもつてこれを償却いたしておるわけでありまして、さういふように増産が上るのは、これは単なる消費に投せられてゐる金と違つて、まづたく翌年から生産に影響して来る、増産に影響して来る、この土地改良事業、これは国営事業あるいは県営事業あるいは土地改良区の事業と、大體總体的に見まして同等程度の面積の土地改良が年々行われておると見るべきであります。あなたはさういふ点についてどういふお考えを持つておられますか。さういふお考えを持つておられますか。さういふお考えを持つておられますか。

○柏木説明員 予算がなければさういふ土地改良が行われなかつたことではあります。御承知の通り、国営事業が行くだろう、さういふふうにお考へます。しかし土地の状況等によりまして、投資した資本の割合に収益が少いという場合、あるいは個々の農家から見ればあまりにも規模が大きくて、なかなか一緒になつて事業ができないといふような場合、いろいろの場合におきましては、やはり政府として相当程度の補助金を出して事業を遂行して行く必要があるのではないか。ですから問題は、予算があるかないかによつて食糧増産ができる、できない、さういふ単には行かないのじやないか、さういふふうにお考へます。

○川俣委員 私のお尋ねしたのはさういふことです。国が補助をしないでもなお農民は増産のためにいろいろ土地改良

良事業を行つておる。これだけの努力とみずからの資金の投資で土地改良を行つたという事は、土地改良によるところの成績を農民みずから認めておるから、個々の投資が行われるのだと思ふのです。また自分の労力が費されるのだと思ふのです。

それからあなたが新潟県かどこかで土地改良は大した成績は上らないのだ、むしろ減産になるのだというお話をなされたらどうですか、そういうことがありませんか。

○柏木説明員 私がお話を参りました。いわゆる亀田郷の見学をさせていただきました。そのときに生産が上つていない場合は、そういう事業は生産的だからやめたらどうか、そういうふうな言つたと伝えられておりま

○川俣委員 今世間にいる／＼輿論があるように、私はまだ聞いたことがないのです。議論ない輿論があるように、とおつしやいましたか。

○川俣委員 いろいろお考えになつておる点があるときき御答弁になつたのですから、未熟であろうとお述べになつたらどうですか。われ／＼もそれに就いて大いに検討したいと思ふのです。

○柏木説明員 亀田郷の見学をさせていただきます。そのときに生産が上つていない場合は、そういう事業は生産的だからやめたらどうか、そういうふうな言つたと伝えられておりま

○川俣委員 これは重大なことなんです。土地改良が失敗したと、あるいは、工事自体が失敗したと、あるいは計画が十分科学的に行われなかつたとか、あるいは二毛作を期待したにもかかわらず、それに適合した品種を得られなかつた。あるいはその改良に伴うところの水利が十分でなかつた、

○川俣委員 今世間にいる／＼輿論があるように、私はまだ聞いたことがないのです。議論ない輿論があるように、とおつしやいましたか。

○川俣委員 今世間にいる／＼輿論があるように、私はまだ聞いたことがないのです。議論ない輿論があるように、とおつしやいましたか。

○川俣委員 今世間にいる／＼輿論があるように、私はまだ聞いたことがないのです。議論ない輿論があるように、とおつしやいましたか。

○川俣委員 柏木さんの見解は土地改良事業についての見解ではなくて、たまたま行われた亀田郷にいたしまして、もそれはあり得ることだと思ふのです。これだつて見解は間違つておると思ふますけれども、必ずしもないとは言

○川俣委員 柏木さんの見解は土地改良事業についての見解ではなくて、たまたま行われた亀田郷にいたしまして、もそれはあり得ることだと思ふのです。これだつて見解は間違つておると思ふますけれども、必ずしもないとは言

○川俣委員 柏木さんの見解は土地改良事業についての見解ではなくて、たまたま行われた亀田郷にいたしまして、もそれはあり得ることだと思ふのです。これだつて見解は間違つておると思ふますけれども、必ずしもないとは言

○川俣委員 柏木さんの見解は土地改良事業についての見解ではなくて、たまたま行われた亀田郷にいたしまして、もそれはあり得ることだと思ふのです。これだつて見解は間違つておると思ふますけれども、必ずしもないとは言

○川俣委員 柏木さんの見解は土地改良事業についての見解ではなくて、たまたま行われた亀田郷にいたしまして、もそれはあり得ることだと思ふのです。これだつて見解は間違つておると思ふますけれども、必ずしもないとは言

つの見解を持つておられるというふう
に——いい、悪いは別にして、そうい
うことが流布されておるのでありま
す。農林省でも課長以下あなたの前
に頭を下げて陳情したというふうにも聞
いておる。農林省が大蔵省に頭を下
げて陳情するということはけしからぬこ
とだと思ひますが、そのけしからぬ
ことをあえてやつたようです。それを
私はあえて追究しようとは思ひませ
んが、それほど問題の人ですから見解を
お聞きしたい。

○柏木説明員 先ほど申し上げました
ように、食糧増産、公共事業の予算を
担当して間もないのでありますから、
これから大いに研究したいと思ひま
す。ただ新聞紙上に出ておる疑義もあ
りますし……(一)疑義とはどうことなの
か」と呼ぶ者あり)それでは一つだけ
申し上げますと、非常にたくさんの方
事を始めて、しかも未完成の工事が多
いという場合に、結局国家として寝
てる資本が年々ふえて来る。つまり収
益を伴わない資本が年々ふえて来る。
一体そういう金の使い方がいいのかど
うか、若干の疑問があるのではない
か。その意味におきまして、金を使
うときには、効果がいつ出る、いつど
うに収益を生んで来るのかという全
体計画をみる必要があるのではない
かといふことを一つとして考えたい
わけでありませぬ。それをどういふ
に今後研究するか。それは時間の許す
限りいたしたいと思ひます。

○金子委員 ただいまのお話は非常に
重要な問題であります。この土地改良
事業の予算の使い方については、ど
れだけの助成率を持つか、どれだけの規
模のものを主たる対象にするかといふ

ことに対しては、国会ではきめており
ませんので、今日も問題になつたので
ありますけれども、土地改良事業予算
の使い方については、国会の意思とし
ては、ただいまあなたが指摘されたよう
な、国営なり県営というふうな年次計
画によるものも、田畑を掘り起した場
合でも、にっちもさっちも行かずその
ままになつておつて、資金は寝せてお
る。しかも増産の実はあがらぬ。しか
もそれを一反歩当りの施設費に見る
と、相当割高になつておる。こういう
点は常に農林委員会が指摘するのであ
ります。そこで農林委員会、いつで
も土地改良に対する問題が起りました
ときには、その助成率をいいたしま
す対象とする規模は、できるだけ小
さい方が効果的だ。こういうふうな
貧乏な国では、金を費したら端的に
あくる年すぐ増産がはかれるよう
なところからやりたい、こういう要
望があるわけでありませぬ。そういう
ときに、たとえ今では大体において
五十町歩、特例の場合に二十町歩、こ
ういふことで先ほど農地局長も説明し
ておられますが、それでは満足できな
い。もつと小さいものにほしいので
すけれども、それは主として大蔵省が監
督上困るとか何とかいふふうな問題
で、規模の小さいところを助成対象に
することをなか／＼やらぬだらうとい
うことを言つておるのでありますけれ
ども、そういういたしますと、あなた
の今の一つの構想、感じとして持たれた
ことは、私も同感とするところでござ
います。私もそれに比べれば、監督のし
やすい大規模のものを中心にしてや
る、小規模のものは監督が行き届かな
いという理由で、できるだけ規模を大

きくするというのが大蔵省の意見だと
いうのであります。その点はどう
いうふうにお考えになりますか。

○柏木説明員 実はお話の点、御意見
十分に参考になりました。今後研究
いたしたいと思ひます。

○金子委員 違つて、そんなでたら
めじやない。大規模なものが非能率な
土地改良の形であるという見解を持
たれたということを今おつしやつたで
しよう。それは私も同感なん
です。それなのにそれに矛盾した一つ
のことがある。たとえ今度助成対象に
する土地改良事業は小規模なものほど
効果があがる。できるだけ端的に効果
あがるには小規模のものが効果的だ
といふことは、農林委員会で常に主張
されておるところなのだ。その際に、そ
の事業規模を小さくしてはいけな
い。のが大蔵省の強い意見だといふこ
とを常に聞いておるのであります。そ
うすると今のあなたの御見解と矛盾
が出て来るということなんです。

○柏木説明員 大蔵省で単位面積を小
さくすることに従来反対しておつた
というお話でありますけれども、私も
同感であります。今その問題にあま
り知識がございませんから、十分研究
いたしたいと思ひます。

○平野(三)委員 議事進行について。
ただいま川俣委員の御質問に対する大
蔵省の主計官の御答弁ははなはだ不
当である。私はこれは重大問題とし
て取上げべき価値があると思ひます。
議事進行について発言をいたしたい
と思ひます。

規模土地改良に適用するについて反対
したことはないとおつしやるけれど
も、小規模土地改良について二十町歩
というお話が先ほど金子さんからあり
ました。これについても今まで非常
に経緯があるわけであつて、大蔵省は
三百町歩以下は認めないといふこと
であつたのが、ようやくにして五十町歩
まで農林省の要望がいられ、また積
雪寒冷地帯については特に二十町
歩まで認めるといふ経緯もあるのだ
です。日本の土地改良事業は、食糧
増産という国策の根本方針であつて、
これに対していろいろ問題があるわ
けです。ところが、土地改良問題につ
いて私見があるとか、新聞記事等によ
つたのようですが、ただいまその御発
言を聞いておつて、部分的なことをと
らえて土地改良事業全体を否認する
とき印章を得たのであります。そこ
で速記録を調べないともだよくわか
りませぬから、後ほど速記録をよく調
べて、次の機会において、委員会とし
てこの問題を根本的に取上げて、大蔵
省の土地改良事業に対する認識を根
本的に是正してもらわなければ、この
最大の使命であるところの食糧増産
の前途に一大暗影を投ずるものと
思ひます。本日時間ありませんから、
委員長において後ほどよく速記録を
調べた上で御答弁あられんことをお
願ひするものであります。

○川俣委員 今平野さんから御提議が
ありましたから、私の質問はさらに主
計局長なり大蔵大臣の出席を求めて
行いたしたいと思ひます。

○井出委員長 土地改良法の一部を改
正する法律案に関する質疑はこれを次
回に譲り、再び農林漁業組合連合会
備促進法案を議題といたします。芳賀
君。

○芳賀委員 先ほどの谷垣部長の御説
明によつて、大体平面的に考えた場
合においてはわかるのであります。だ
れしも了承する点は、組合自体の自己
資本が非常に不足しておる。特に固定
設備の間におけるアンバランスとい
うのは重要な問題であると思ひます。
さういふ問題はあると思ひます。一
般的に考えれば、普遍的に不振にな
つておる振であるか、普遍的に不振
になつておる振であるか、普遍的に
不振になつておる振であるか、普
通的に不振になつておる振である
か、経済情勢の中における協同
組合の運営というものは、適応性を
欠いておる点があるのではないかと
いふように考えられる。そういう点
についての御所見はどうか、伺いた
い。

○谷垣政府委員 現在の経済界に対
して適応性を協同組合が本来欠いて
おるかどうかという御質問のように
承つたわけでありませぬが、これは
現在の協同組合法のわく内におきま
して、うまく経営の行つておるもの
が、現実にかなりあるわけでありませ
ぬ。不振組合のことを中心にせず
と審議が続いておる中で、非常にう
まく行かない問題も多く取上げてお
りますけれども、現在の経済状況の
もとにおいてもうまく乗り切り、
経営その他が上手に行つておる
組合が、これまた相当あるわけ
であります。それならば、これらの
問題がどういふ点でうまく行かない
のか、これはいろいろ

九

るな点があるかと思ひます。私は現在の組合法の規定してあります。私には現在におきましても、経営の主体はつきりいたしまして、組合員が始終それに対して強い関心を持つて、系統組織という、ほかの一般の業者と違つた組合自体の持つております特質、長所を十分に生かして行きますれば、現在の組合法の性格から見まして、十分にやつて行けるといふように確信をしております。ただ問題になりますのは、それならば経営陣営の優秀な者をどういふ形で選び出すかという点、あるいはまたそういう優秀な方がおられましても、現実を持つておりますかかなり大きな欠損をどうやつて行つたらいいか、こういう点は非常に大きな問題であるかと思ひます。けれども、これは組合法の本質的な問題とは少し違つておりますので、私は現在の組合法のわく内におきましても十分にやつて行けるのだ、現在の組合法の内部におきまして、まだ、改善すべきものがたくさんある、かように考へております。ただもちろんこれを外部的に、たとえば農産物の価格安定法というような法案を対象にして考へました場合に、そういう外部的条件が組合の経営の上にプラスになるかマイナスになるか、これは非常にプラスになることと思ひますが、そういう外的条件が整備されまして、そういう組合の経営がますます堅実になつて行く、こういうことは私たちが当然に期待もいたしますし、またそういう方向にも持つて行きたいと考へております。

○芳賀委員 経済的な原因の面を追求すると同時に、もう一つは有機的な面においてどういふような欠陥があるかというところを、あわせて検討する必要があります。これは先ほど大臣の御答弁の中にもありましたけれども、結局組織を形成する組織員自体の意識の問題、あるいは意欲の問題等が根本的にある程度高揚されるという方向に進んで行かなければ、根本的な確立はできないというふうに考へておられるわけでありまして、府県段階におけるあるいは県指導であるとか、中央における全指導のごとき、特に教育、宣伝、啓蒙等を任務とする協同組合の連合会の組織が非常に骨抜きになつて、他力依存でよくやう命脈を保つておるという現況にあると思ひますけれども、こういう点と関連して再建整備あるいは整備促進をやつて行くために、これらをどういふように考へておられますか。

○谷垣政府委員 これは昨年の秋に、協同組合として初めて持ちました全国大会のときに決定いたしました決議でございますが、それには協同組合の刷新強化をいたします基本的な問題といたしまして、組合意識の高揚という問題、それから自由経済に対応する農協事業態勢の確立という問題、それから全系統組織の整備という問題、それから役員員の充実という問題、この四つの問題を協同組合の刷新強化をいたします重要な眼目というものにして決定をいたしております。これは農協に關係しておられます各位が全部集まりまして決定されたことであります。私たちが全然同感に感じております。こういう問題から考へまして、それに即応して、あるいはこれを具体的な問題として敷衍いたしまして、個々の問題を一つ一つ片づけて行く必要

があると思つております。その一つといたしましては、たとえば御審議を願つております協同組合の総合的な指導組織を確立する必要があるという上な問題として出て参るものと思ひますし、あるいはまたいろいろと御議論のありました種々の課題問題に対してどういふ対策をとるかという問題にも出て参りましようし、あるいはまた肥料の購買事業に關して、現在持つております共同計算制のような問題を確立して、あるいは全販系統、販売組織の系統が新しく進もうといたしてあります無条件委託販売のような態勢を確立して行こう、そういうふうに各自出て来るわけだろつと思ひます。特にこういう経済面だけがこの協同組合の問題ではないのでありまして、むしろほかの組織と違ひます重要な点は、この全系統組織が一つの強い一種の同族的な結合によりまして結びついておるといふところが非常に大切な点だろつと思ひております。これは先ほどの総合組織を確立いたしました、そしてそれを中心として協同組合の意識を高揚して行く、あるいは現在あります協同組合学校というふうなもの、組織をもつと充実をいたしまして、中央における短期大学のような形に充実し、あるいは地方にありまます協同組合の講習所のごときをもう少し整備して行くというふうな個々具体的な問題として進んで行くことと考へております。特にその中で協同組合の再建のために、刷新強化のためにいろいろ問題が具体的に出て参りますものは、私には御審議を願つております促進法の対象になつて来るそれら組合連合に、こういうものがはつきりした形に

なるうと思ひます。これは審議会その他で具体的に一つ一つの問題を検討して行こうと思ひます。その際に今申しておりますような全系統組織の意欲の高揚という問題を基盤としていろいろの問題が必ず出て来ることを確信いたしております。その中から具体的な問題を取上げて行くと、それを将来な何か敷衍して行くといふような形が出て来るかと考へております。

○芳賀委員 時間がないので非常に不足になりまますけれども、協同組合の任務は、端的に言つて資本主義経済の中においては、零細な組織員の一つの資本の自己防衛をやつて、最大の抵抗を試みるというふうな、そういうような守勢的な立場に立つた努力を繰返すことにあると思つておりますけれども、そういう場合において、事業面においても、特に販売事業等において市場における優位性を全然持つておらぬ、こういうような力関係において、いつまでたつても、もし連合会や単協がそれ自身の組織が健全化された場合においても、組織の運営面におけるパランスをとればいいという消極的な考えだけに墮して、結局本来の目的であるところの農民の最大の利益を守つてやるという任務を忘れるような場合が非常に懸念されるわけでありまして、そういう点に対しては、どこまでも協同組合の持つ自主性を育成する、助長するといふ建前において、この法律というものは運営されなければならぬと私は考へておるわけでありますけれども、部長の所見はどうでありますか。

○谷垣政府委員 御指摘のように、特に販売事業が最近の状況から見まして、苦しくなつて来ることは御存じの通りであります。小さい規模の生産者が集まりまして、そしてその販売先になりまますものが、前と違つてかなりこまかい、財力のあまりゆたかでない形の販売というふうになつておりました、いわゆる従来の売手市場が買手市場になつておる状況でありまして、特に販売事業においてその成果を高めて行くことは困難な状況であります。しかしながらこれは現在やろうといたしております販売事業における改善策、そういうものを主軸といたしまして、それら零細な農民の販売面を考へながらやつて行くことによつて、私は相当な力が發揮されまして、従ひまして零細な農民の販売面における利益が確保されるようになることと考へております。これは戦前の産業組合運動の経過から見ましても、まだ、現在の協同組合の販売事業が伸びて行く見込みが十分あるものでありまして、私は販売事業につきましても、内部態勢の刷新をいたしますれば、相当程度に伸びて行くといふふうに考へております。

○芳賀委員 本質的な問題はいずれ団体再編成の審議の機会もあるものでそれに譲りまして、具体的な問題として、今度の対象になる連合会は、府県以上の段階においてもこれを適用するといふふうなうたつてあります。全段階において、たとえば全販連の場合とか全指導等は対象となるような情勢であるかどうかと云う点。それからもう一つは、不振の原因の中に農村工業を非常に積極的にやつたような組織が、そういうことが原因して非常に不振を招いたといふような現

象も非常に多いと思うのですが、それで今後農村工業を行う協同組合のあり方等に対しての問題点があると思うわけでありませう。

もう一つは、この促進法が出る前に府県の連合会自身が再建の方途を考えて、たとえは決損金等の半分なら半分を単協に負担させる、しわ寄せさせるというような総会における措置を講じてしまつたような場合においては、この促進法が通れば当然それらの問題はこの法案の適用によつて処理すべき性質のものであると思うわけでありませうが、それらの健全化を自主的に行はさうとした連合会、すでに単協の負担においてそれがなされるような現象に対しては、どういふような具体的な措置を講じられるか、その点についてお伺いしたいのであります。

○谷垣政府委員 これはこのたびは県の段階以上の連合会を対象としております。従いまして全指連等に対しても、これが対象となることに相なつております。もちろんそれが具体的に援助の対象になるかどうかということは審議会の審議によることとありますが、対象としてはそういうふうになつております。

それから従来の経緯から見まして、農村工業を営んでおります連合会に赤字がかなり多いというところは、これは事実でございます。これはおそろしく終戦直後あるいはそれから引続きましての非常に物資不足の時代に、何でもつくれば必ず売れたという時代の濫立をいたしました経営、あるいは経営自体の中にも製品その他経営内容におきまして、今から考えますればルーズなものがあつたかと思ひます。それらのも

のが統制が終りまして、いろ／＼と製品が出まわつた場合におきましての経営の切りかえ方について若干齟齬があつたので、そういうものがかなり負債となつて残つていふような点があるうかと思ひます。それらの点はそれ／＼の対策を講じて、あるいは連合会の単位であればやりくりは、けれども、単協等にこれを移管した場合には、それがうまく立ち直つておるようなものもございませうし、あるいはその工場の数その他が多過ぎるというものは、それ／＼合併をし、あるいは閉鎖をさせるというふうな形におきまして整備が続いておる模様でございます。なお再建整備の対象になつていなくなつた、つまり再建整備を始めた際には、成績がよくて不振組合でなかつたために対象にならなかつた組合が、その後状況がかわりまして不振を来した、こういう連合会の中にあるかと思ひます。これらのものは再建整備法の対象になりましたその当時の連合会の状況を参酌いたしました、それに大体そのような程度の不振状況でありますならば、このたびの促進法の対象といたしたい、かように考えておるわけでございます。

○芳賀委員 検査等の資料を後刻また出していただければ非常に参考になると思ひますのでお願いいたします。本日は大体この程度にしておきます。

○井出委員長 以上をもつて質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○井出委員長 御異議なしと認めます。

これより農林漁業組合連合会整備促進法

進法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○井出委員長 起立総員。よつて本案は可決すべきものと決しました。

なお委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井出委員長 御異議なしと認めます。委員佐々木盛雄君及び安藤覺君が委員を辞任されました結果、小委員の補欠をいたさなければなりません、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井出委員長 御異議なしと認めます。それでは福田喜東君を林業小委員に、また安藤覺君は従前の通り肥料、農業共済制度及び林業小委員に指名いたします。

次会は明二十三日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会

〔参照〕
農林漁業組合連合会整備促進法案
(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月三十日印刷

昭和二十八年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局